

健康手帳

予防接種

予防接種は、小さな子どもから高齢者まで、健康を維持するためにも大変大切なものです。予防接種が受けられなかったところは感染症で大病をしたり、不幸にも命を落としたりすることも少なくありませんでした。例えば細菌性髄膜炎。この病気は、発病すれば命に関わるか、助かって何らかの後遺症が出ることは免れませんでした。しかし、ヒブワクチンを接種すると、その発病は99%減少するのです。

近年、ワクチンの副反応が取りざたされています。数年前にもヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの接

心配な人はかかりつけ医などで受診してください。

種後に死亡するという例が重なりました。当初ワクチンによる副反応が疑われましたが、詳しい調査の結果、いずれの症例も予防接種と持病悪化がたまたま重なっただけであることが判明し、両ワクチンの接種も1カ月の停止後に再開しました。ワクチンデビューは2カ月齢。ワクチンは保険と同じで、ただ受けようと思っただけでは子どもを守ってくれません。実際に接種することが大切です。できるだけ早めに、計画的に受けるようにしましょう。

前橋市医師会 富所 隆三

税

期限を守って償却資産の申告を

土地、家屋を除く事業用資産などの償却資産は、固定資産税の課税対象です。事業を行っている人は、自己利用でも貸し付けでも1月1日時点で市内に保有する事業用資産について、償却資産の申告書を提出してください。

昨年度までの申告者と本年中に事業を始めた人には申告用紙を郵送しました。なお、届かない場合でも該当者は申告が必要です。申告用紙を請求するか、本市ホームページからダウンロードしてください。また、エルタックス (http://www.eltax.jp/) を利用して電子申告をすることができます。申告がない場合は、後日調査に何うことがあります。

第3日曜は納税相談窓口

平日に来庁できない人のために、納税相談窓口を開設します。

日時=12月15日(日)午前8時30分~午後4時

会場=市役所収納課

問同課 ☎027-898-6233

対象=事業を行っている人
提出期限=1月31日(金)
提出先=市役所資産税課
申告が必要な償却資産(機械・装置)モーター、旋盤、プレスなどの製造加工用機械、土木建設用機械、太陽光発電設備など(工具・器具・備品)測定・検査用具、家具、事務用機器、電気・ガス機器、看板、医療器具、自動販売機、娯楽機器、理・美容機器など(構築

物(門塀、舗装路面、庭園、外灯、共同住宅の外構など、建物付属設備のうち発電・変電設備、屋外給排水設備など、テナントが施工した内外装費など(車両・運搬具)大型特殊自動車(フォークリフトなど)(船舶・航空機)

家を壊したら減失届忘れずに

家屋の一部か全部を取り壊したときは、減失届を市役所資産税課か富士見支所へ提出してください。12月31日(火)までに取り壊した家屋は、来年度から固定資産税は課税されません。

なお、法務局で滅失登記を済ませた人や、新増築した人で家屋調査のときに職員が確認した場合、届け出は不要です。

資産税課 ☎027-898-6218、富士見地区については富士見支所 ☎027-288-1941

ミニ情報

- 多重債務者法律無料相談会 日時=12月21日(土)午後1時30分~5時 会場=消費生活センター 対象=一般、先着20人 12月9日(月)から同センター ☎027-230-1755へ

宝くじ助成金で機材を整備

自治総合センターでは、宝くじの収益金でコミュニティへの支援を行っています。本年度は、消防局が煙体験用資機材を整備するために助成を受けました。これは煙体験ハウスに煙を充満させて、煙の怖さを体験するもので、避難訓練や各イベントで活用します。

おもちの病院

- 日時=12月8日(日)12月15日(日)12月17日(火)、午前10時~正午 会場=1は南橋市民サービスセンター 2は総合福祉会館 3は城南支所 ボランティアセンター ☎027-232-3848

市民の茶席

- 日時=12月15日(日)午前10時~午後3時 会場=前橋プラザ元気21内3階ホワイエ 前橋茶道会・武藤宗古さん ☎027-231-5939

教育委員会定例会の傍聴

- 日時=12月18日(水)午後4時 会場=市役所11階南会議室 対象=一般、先着10人 当日午後3時30分~50分に会場へ直接

- 教育委員会総務課 ☎027-898-5803

人権標語

元総社中 3年 原澤 志歩さん

人権を守って作ろう 共生社会

12月の各種無料相談

Table with columns: 相談名・問い合わせ, 日時, 会場など, 相談名・問い合わせ, 日時, 会場など. Includes entries for 法律相談, 行政相談, 登記相談, 公証相談, 特設人権相談, 行政書士相談, 成人のための月いち健康相談, 精神科医によるこころの相談, 社会保険労務士による電話労働相談, 就労相談, 心配ごと相談, 外国人相談.

健康

こころの悩みを相談しませんか

若者のこころの相談

日時=12月17日(火)午後1時30分~3時30分 会場=市保健所 対象=市内在住で、うつ病や引きこもりなど、心の悩みごとを持つ18歳~35歳の若者やその家族、先着3人 内容=保健師・精神保健福祉士による相談 12月16日(月)までに健康増進課 ☎027-220-5785へ

健康診査は2月28日まで

本年度の各種健康診査の受診期限は、2月28日(金)です。期限が近づくと医療機関は大変混雑します。まだ受けていない人は早めに受診しましょう。受診の際は受診シールを用意してください。

成人歯科・骨粗しょう症・がん検診

各検診の対象年齢などは、受診シールをご覧ください。ことし4月1日以降に本市に転入した人は健康増進課に問い合わせください。また、日本人の2人に1人はがんになり、3人に1人はがんで亡くなると言われるほど、がんは身

特定健診・後期高齢者健診・健康増進健診

これらは生活習慣病などを早期に発見するための健診。40歳以上の人を対象に、身体測定や血液・尿検査などを行います。毎年受診して自分の生活習慣を見つめ直しましょう。詳しくは加入している医療保険者に確認してください。 特定健診については保健指導室 ☎027-220-5715、後期高齢者健診については国民健康保険課 ☎027-898-6253、その他の検診については健康増進課 ☎027-220-5783

健康テレホンサービス

原稿検索と健康相談がインターネットでも利用できます。アドレスは http://www.rajin.com/kenko/ です。

曜日・内容(月曜)心と脳の健康診断(火曜)サルモネラ・腸炎ビブリオ(水曜)膈ガンジダ症(木曜)子どもの食物アレルギー(金曜)子どものインフルエンザ予防(土日曜)お酒は敵か味方か 直接相談タイム=医師が直接相談。 12月11日(水)(小児科・外科)・19日(木)(歯科)、午後7時30分~9時